

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	海南市 健康増進に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山県海南市長

## 公表日

令和4年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。</p> <p>■対象となる検診(一次及び精密)の種類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・胃がん検診</li><li>・大腸がん検診</li><li>・肺がん検診</li><li>・子宮頸がん検診</li><li>・乳がん検診</li><li>・肝炎ウイルス検診</li><li>・骨粗鬆症検診</li><li>・歯周疾患検診</li></ul> <p>■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務</p> <p>具体的な事務内容については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。</li><li>・医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。</li><li>・一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。</li><li>・番号法の別表第2に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</li></ul>
③システムの名称	1.健康管理システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
検診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、同法別表第1の76の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号、同法第22条、同法別表第2の102の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所 くらし部 健康課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8441

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月6日	I-7-請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市日方1525番地6 TEL 073-483-8590	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590	事後	庁舎移転による変更により重要事項に当たらない
平成29年11月6日	I-8-連絡先	海南市役所 暮らし部 健康課 〒642-8501 和歌山県海南市日方1525番地6 TEL 073-483-8441	海南市役所 暮らし部 健康課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8441	事後	庁舎移転による変更により重要事項に当たらない
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	暮らし部 健康課 楠間 嘉紀	暮らし部 健康課 健康課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年4月1日	II-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	II-2-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年1月1日	II-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点変更のため
令和2年1月1日	II-2-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点変更のため
令和3年8月30日	II-1-いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和3年8月30日	II-2-いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-1-1-②事務の概要	<p>健康増進法等に規定する各種検診の実施・管理に係る事務を行う。</p> <p>①各種がん検診(肝炎ウイルス検診含む)の実施及び結果の管理</p> <p>②特定健診・特定保健指導の実施及び結果の管理</p> <p>特定個人情報ファイルを取り扱う業務</p> <p>①対象者に個人通知するための情報を管理する</p> <p>②受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、結果等)を管理する</p> <p>③受診等の記録から統計報告を行う</p>	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。</p> <p>■対象となる検診(一次及び精密)の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診</li> <li>・大腸がん検診</li> <li>・肺がん検診</li> <li>・子宮頸がん検診</li> <li>・乳がん検診</li> <li>・肝炎ウイルス検診</li> <li>・骨粗鬆症検診</li> <li>・歯周疾患検診</li> </ul> <p>■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務</p> <p>具体的な事務内容については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。</li> <li>・医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。</li> <li>・一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。</li> <li>・番号法の別表第2に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</li> </ul>	事前	
令和4年3月11日	I-1-2-特定個人情報ファイル名	<p>1.検診対象者ファイル</p> <p>2.宛名情報ファイル</p>	<p>宛名情報ファイル</p> <p>検診情報ファイル</p>	事前	
令和4年3月11日	I-1-3-法令上の根拠	番号法別表第一の第76の項	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、同法別表第1の76の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条</p>	事前	
令和4年3月11日	I-1-4-①実施の有無	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-4-②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号、同法第22条、同法別表第2の102の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第50条	事前	
令和4年3月11日	II-1-いつの時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	II-2-いつの時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	IV-6-情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="radio"/> 接続しない(入手) <input type="radio"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事前	
令和4年3月11日	IV-6-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月11日	IV-6-目的外の提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	